

# 第6部

## 復興事前準備

第1章 復興事前準備の考え方

第2章 知見や教訓を踏まえた事前準備



# 第1章 復興事前準備の考え方

復興事前準備とは、東日本大震災等の過去の大規模災害の知見や教訓等から学び、本市の取り巻く状況や課題等を踏まえ、被災前から「より良い復興 (Build Back Better)」に向けた準備を行うことです。南海トラフ地震を想定し、計画作成後 10 年を目標期間 (準備期 3 年、育成期 4 年、充実期 3 年)とし、復興時行動マニュアルの施策項目別に復興事前準備を進めます。



## 第2章 知見や教訓を踏まえた事前準備

過去の大規模災害からの復興まちづくりの課題・教訓を踏まえ、復興まちづくりのための事前準備の取組概要を復旧・復興対策に係る分類別に示します。取組項目の詳細は、「復興時行動マニュアル」に示します。

### 第1節 復興に関連する応急対応

➤地域防災計画 本編 (予-34)

#### 1. 被災状況等の把握

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
1-1-1	被害調査	県と連携し、応急危険度判定士や住家被害認定士、被災宅地危険度判定士の育成や体制構築に努めます。
1-1-2	二次災害の拡大防止に関する調査	応急危険度判定士や住家被害認定士、被災宅地危険度判定士の機材等を準備するとともに、県と連携し、受援体制を検討します。
1-1-3	法制度の適用に関する調査	災害救助法の対象となる内容や過去の特別基準の例、被災者生活再建支援制度の適用対象や諸手続き等を理解し、マニュアルの準備や申請等の方法を検討します。
1-1-4	すまいとくらしの再建に関する調査	発災後、円滑に調査を行えるよう、資機材等を用意・管理し、被災時に必要な調査員の人員規模について算出し、相互応援体制の構築に取り組みます。

#### 2. 災害廃棄物等の処理

1-2-1	被災家屋の解体、堆積物の撤去	搬入券の発行や運用に関する事務処理マニュアルを作成します。また、公費解体について、受付に至る手続きやルールを定めておくなど、受付体制を検討します。
1-2-2	災害廃棄物等の処理	平時から計画を継続的に見直すとともに、近隣市町、関係団体、県等と連携し、災害廃棄物の処理に係る課題の共有と体制構築を図ります。
1-2-3	し尿処理	近隣市町、関係団体、県等と連携し、し尿処理に係る課題の共有と体制構築を図ります。

## 第2節 計画的復興への条件整備

➤地域防災計画 本編（予-35）

### 1. 復興体制の整備

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
2-1-1	復興本部の設置	どのような構成により復興体制を構築するかについて予め定めておくとともに、既存部局の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部署を明確にします。
2-1-2	復興本部と関係機関の連携	平時から、県や周辺市町、関係機関と連携強化を図るとともに、「顔の見える関係」を構築します。

### 2. 復興計画の作成

2-2-1	復興計画作成体制	復興計画を作成する際に学識経験者等で構成される委員会の設置について、委員会の構成員となる学識経験者の分野及び候補者、委員会での議題等を検討します。
2-2-2	復興方針の検討	復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容について予め検討しておくとともに、具体的な復興方針策定に向けたイメージトレーニングを実施します。
2-2-3	復興計画の作成	緊急時の計画作成に活用できるように、必要となる地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎的データを整理します。

### 3. 広報・相談対応の実施

2-3-1	広報	パンフレットや広報紙等の配布が困難となることも想定し、新たな手法を検討するとともに、地域外に避難している住民に必要な情報を周知するための方法を検討します。
2-3-2	相談・各種申請の受付	社会福祉協議会・専門職団体・ボランティア等と連携し、災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築します。

### 4. 金融・財政面の措置

2-4-1	金融・財政面の緊急措置	発災時に必要となる金融・財政面の緊急措置に係る役割分担や実施事項を明確にします。また、システム事業者と連携し、障害発生時のシステム復旧手順を取り決めます。
2-4-2	復興財源の確保	被災後に効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業や特例の特性を把握するとともに、活用が予想される特例措置について検討します。
2-4-3	復興基金の設立	復興基金の設立は、目的・活用方法等を明確に定め、基金を活用し、機動的かつ弾力的な施策を実行していく必要があることから、被災地の事例等を調査、検討します。

## 第3節 すまいとくらしの再建

➤地域防災計画 本編（予-36）

### 1. 緊急の住宅確保

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
3-1-1	被災住宅の応急修理対策	受付担当窓口の業務分担や相談マニュアルについて、事前に検討します。応急修理が円滑に実施できるよう、平時から業界団体等を中心としたネットワークを構築します。
3-1-2	一時提供住宅の供給	公営住宅等への一時入居の供給可能量把握が迅速に行えるよう、県等と連携し、定期的に公営住宅等の空家状況を把握します。
3-1-3	応急的な住宅の供給計画の検討	避難者数や応急仮設住宅の必要戸数を把握する手法について、県と情報共有及び調整し、算出します。また、県と連携し、地域の実情を反映した供給計画を作成します。
3-1-4	応急仮設住宅の建設	コミュニティの維持の観点や最終的な復興まちづくりにおける土地利用にも十分に配慮し、公共用地だけでなく、民有地も含め、建設候補地を予め検討します。
3-1-5	入居者の募集・選定と入居後のサポート	入居者の募集体制や選定基準案を検討します。また、ボランティアやNPO等と連携した支援体制の構築を検討し、各種生活支援メニューや支援体制を検討します。
3-1-6	利用の長期化・解消への措置	被災者のニーズ把握や住み替えに困難な課題を把握するための住宅再建等にかかる実態調査や意向調査項目等を検討します。

### 2. 恒久住宅の供給・再建

3-2-1	住宅供給に関する基本計画の作成	恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を作成します。入居要件の設定にあたり、グループ単位の募集など従前のコミュニティの維持方法、家賃低廉化対策等を検討します。
3-2-2	公営住宅の供給	公営住宅が被災した際の修繕または建替の判断基準について、予め検討し整理します。また、県と連携し、公営住宅の新規整備に関する業務分担について検討します。
3-2-3	住宅補修・再建資金の支援	相談所を早期に開設できるよう、平時からマニュアルを作成します。また、住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案や一覧表等を作成します。
3-2-4	既存不適格建築物対策	既存不適格建築物の現況調査を実施し、既存不適格建築物対策案を事前に作成します。また、GIS（地理情報システム）の整備及び活用方策を検討します。
3-2-5	被災マンションの再建支援	マンションの再建に関わるアドバイザー等の専門家を派遣する仕組みなどを検討します。
3-2-6	その他各種対策	被災後に早期に借地・借家関係のデータを収集・推計する方法を検討します。また、住宅・まちづくりの専門家の登録・派遣制度を検討します。

### 3. 雇用の維持・確保

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
3-3-1	雇用状況の調査	雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法や調査項目を事前に検討し、調査方針を定めます。
3-3-2	雇用の維持	県と連携し、雇用調整助成金制度等の各種支援策の趣旨や内容について、予め整理します。
3-3-3	離職者の生活・再就職支援	被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職の適合性に留意し、被災離職者に対し、きめ細やかな職業のあっ旋等を行える体制を予め検討します。

### 4. 被災者への経済的支援

3-4-1	給付金等	被災者が必要な資金を円滑に利用できるよう各種支援制度等の周知や相談体制を整備します。また、県と連携し、災害関連死の認定基準について検討します。
3-4-2	各種減免措置等	災害に関する市税等の特例措置（減免等）について、県等と連携し、周知・広報を行います。
3-4-3	義援金	義援金を迅速かつ適切に配分できるように、支給に向けた事前準備を行います。支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのシステムの整備を検討します。

### 5. 公的サービス等の回復

3-5-1	公共施設の復旧	各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等について事前に検討します。
3-5-2	医療・保健対策	医療センターの早期復旧・再建を促す支援策について事前に検討します。また、医療救護所の設置等に関して、関係機関等と事前協議を行います。
3-5-3	福祉対策	要配慮者への支援を円滑かつ適切に行うため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、社会福祉施設などの福祉関係者とともに、復旧・復興に向けた役割を検討します。
3-5-4	メンタルヘルスキアの充実	教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関等が連携できる支援体制を構築するとともに、こころのケアに関するスキルアップを図ります。
3-5-5	学校の再開	早期の学校再開に向け、学校内に開設された避難所の早期解消や避難者の移送に関する手順を確認します。仮設校舎の設置場所や代替施設の候補施設を事前に検討します。
3-5-6	ボランティアとの連携	市、市社会福祉協議会、ボランティア等が連携して災害ボランティア活動訓練を実施し、災害時の手順を確認するなど、平時から支援体制の検証・見直しを行います。

## 第4節 安全な地域づくり

➤地域防災計画 本編（予-37）

### 1. 公共土木施設等の災害復旧

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
4-1-1	災害復旧	迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施するため、応援協定締結団体と連絡を密にするとともに、訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。
4-1-2	土砂災害対策	協定の実効性を確保するため、平時から協定団体が保有する資機材を把握するとともに、土砂災害に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図ります。
4-1-3	山地災害対策	速やかに災害復旧計画が作成できるよう、平時から人材の育成を図るとともに、土砂災害に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図ります。
4-1-4	津波・高波対策	施設台帳の整備や長寿命化計画を更新し、平時から日常点検や定期点検を計画的に実施し、点検記録を整備します。
4-1-5	防災活動体制の強化	より分かりやすく、迅速かつ正確に各種防災情報を提供できるように、体制の充実・強化に取り組みます。

### 2. 安全な市街地・公共施設整備

4-2-1	復興防災まちづくり方針の作成	都市復興体制を事前に整備し、復興の手順及び実施主体の明確化について検討します。県及び市の各部署の職員で、復興まちづくりイメージトレーニング等を実施します。
4-2-2	基盤未整備地域の整備	関係機関と調整・連携し、街路・道路整備を行います。県と連携し、建築基準法第84条「建築制限の実施」の必要性について検討します。
4-2-3	災害危険区域等の設定	発災後に津波浸水した場所等を円滑に災害危険区域に指定するために、「津波防災のための建築制限等に関する条例」の制定の必要性について検討します。
4-2-4	宅地・公共施設の移転・高上げ	ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所からの移転先や対応策を検討します。

### 3. 都市基盤施設の復興

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
4-3-1	道路・交通基盤の復興	復旧・復興を見据えた迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、国、県及び関係機関と連携・調整し、道路啓開計画の実効性の確保を図ります。
4-3-2	物流基地・港湾の復興	港湾管理者である県と連携し、施設の適切な維持管理や、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適切な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるよう取り組みます。
4-3-3	公園・緑地等の復興	応急仮設住宅建設用地や災害ボランティアセンター設置用地等を確保できる防災公園の整備を行います。
4-3-4	ライフライン施設の復興	ライフライン施設の埋設状況等を、市及びライフライン事業者で共有し、連携の強化を図ります。また、応急復旧マニュアルの作成や水道施設台帳の整備等を図ります。

### 4. 文化の継承

4-4-1	文化財等への対応	地域内に所在する文化・社会教育施設や文化財等の現状について事前に把握し、早期復旧方法について、予め検討します。
4-4-2	災害記憶の継承	災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失、散逸することが考えられるため、貴重なデータや資料の整理・保管方法等について検討します。



## 第5節 産業・経済の復興

➤地域防災計画 本編（予-38）

### 1. 情報収集・提供・相談

施策コード	施策項目	事前に準備する内容
5-1-1	資金需要の把握	県及び関係団体と連携し、定期的な被害・復旧状況を円滑に確認・把握できるよう連絡体制を検討するとともに、情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）を検討します。
5-1-2	各種融資制度の周知・経営相談	スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所や窓口への中継方法などを検討します。
5-1-3	物流の安定・取引等のあっ旋等	想定される緊急物資輸送ルートを確認し、道路周辺環境や路面状況を事前に把握するとともに、関係団体等と連携し、運搬の手段（車両等）の確保に努めます。

### 2. 中小企業等の再建

5-2-1	中小企業再建資金の貸付等	県及び関係団体と連携して、情報提供方策（利用媒体・情報項目・内容等）及び支援体制づくりについて検討します。
5-2-2	事業の場の確保	県と連携し、空き状況や遊休地、遊休施設等の情報を収集し、災害時における共同仮設工場・店舗の設置に向け、立地可能な候補地を検討します。
5-2-3	観光振興	資源把握・開発の方策及び支援体制について、県及び関係団体等と検討するとともに、被災後の新たな観光資源の開発に対応できるよう体制強化を図ります。

### 3. 農林漁業の再建

5-3-1	農林漁業再建資金の貸付等	スムーズな相談体制を構築し、既存及び新規融資制度を周知するため、相談窓口の設置場所や窓口への中継方法などを検討します。
5-3-2	農林漁業基盤の再建	被災後に農林漁業者と迅速に情報共有を図るとともに、平時から関係機関・団体等との連携を強化します。

## 第6節 より良い復興を促進するための取組

➤地域防災計画 本編（予-39）

### 1. 基礎データの整備や地籍調査の推進

被災後、復興始動期から必要となる住民に関するデータやインフラ関連の基礎データの追加や充実を図るとともに、継続的にデータの更新を図ります。また、復旧・復興に必要な土地の境界情報や権利情報等を整理するために、地籍調査を推進します。

### 2. 広域調整

災害廃棄物処理用地や応急仮設住宅用地、道路等の基盤整備等、本市のみでは復興の事前準備を進めることができない広域調整が必要な問題は、国や県、近隣自治体等と協議し、検討を進めます。

### 3. 地域や学生、さまざまな関係者と連携した取組の推進

東日本大震災等の知見や教訓を踏まえ、被災前から地域住民や地域の将来を担う学生等に情報発信するとともに、復興期を見据え、地域住民や学生、さまざまな関係者等との関係構築に努め、復興事前準備の取組を推進します。

(参考)

海南市事前復興まちづくり訓練（令和4年10月8日実施）

地域の将来を担う地元の高中生や大学生、市職員が連携し、南海トラフ地震で被災したまちをイメージした後、復興計画を作成するための復興イメージ図や復興スローガンを作成しました。

